

(別表1)申請の種別

発注種別		内 容
工 事	下表のとおり※1	
測 量 等	地上測量※2	測量一般、地図の調整
	航空測量※2	航空機による測量、地図の調整
	調 査	土木建築工事に関する調査（補償コンサルタント、不動産鑑定業務、調査のためのボーリングを含む。）
	土木設計	土木に関する工事の設計又は監理
	建築設計※3	建築に関する工事の設計又は監理
製 造	製 造	工事に関する施設・機械の製造、船舶の製造・修繕※4

※1：それぞれ対応する建設業の許可を有し、かつ、経営事項審査を受けていることが必要です。

※2：測量業者の登録をしていることが必要です。

※3：建築士事務所の登録をしていることが必要です。

※4：20トン以上の船舶を対象とします。（20トン未満は物品扱いとなり、出納局の入札参加資格が必要です。）

工事の発注種別と建設工事の種類との対応 ※詳細については、（別表2）を参照のこと。

福島県発注種別 (18)	建設工事の種類 (29)																	
	01 一般 土木 工事	02 舗 装 工 事	03 建 築 工 事	04 電 気 設 備 工 事	05 暖 冷 房 衛 生 設 備 工 事	06 鋼 橋 上 部 工 事	07 P C 橋 上 部 工 事	08 し ゆ ん せ つ 工 事	09 塗 装 工 事	10 法 面 処 理 工 事	11 上 ・ 下 水 道 工 事	12 清 掃 施 設 工 事	13 消 雪 工 事	14 機 械 設 備 工 事	15 通 信 設 備 工 事	16 造 園 工 事	17 さ く 井 工 事	18 グ ラ ウ ト 工 事
土木一式工事	○									○	○							○
プレストレストコンクリート工事							△											
建築一式工事			○															
大工工事			○															
左官工事			○															
とび・土工工事	○		○			○	○											○
法面処理工事									△									
石工事	○		○															
屋根工事			○															
電気工事				○														
管工事					○								○					
タイル・れんが・ブロック工事	○		○															
鋼構造物工事	○		○											○				
鋼橋上部工事						△												
鉄筋工事	○		○															
舗装工事		○																
しゆんせつ工事							○											
板金工事			○															
ガラス工事			○															
塗装工事								○										
防水工事			○															
内装仕上工事			○															
機械器具設置工事														○				
熱絶縁工事					○													
電気通信工事															○			
造園工事																○		
さく井工事													○				○	
建具工事			○															
水道施設工事											○							
消防施設工事				○	○													
清掃施設工事												○						
解体工事	○		○															

△：経営事項審査において内書きされている完成工事高を限度として計上できます。